

# 建設企業における事業継続計画

国土交通省 関東地方整備局  
企画部防災課  
平成21年12月

## 関東地方整備局が果たすべき役割

### 「首都直下地震応急対策活動要領」（中央防災会議）

- 政府及び国土交通省の災害対応体制の構築
- 情報共有体制の確立
- 発災当初の活動体制
- ◎ 緊急輸送ルート確保
- 応急収容活動
- 帰宅困難者対策のための応急活動
- ライフライン施設の応急対策活動
- 二次災害の防止活動
- 自発的支援の受け入れ
- 交通ネットワークの復旧

**道 路:** 首都中枢機能継続のための道路交通確保(1日以内)  
緊急車両の道路通行機能確保(3日以内)

**河 川:** 河川堤防、管理施設の緊急復旧(3日以内)

**港 湾:** 緊急物資輸送に対応した岸壁(1日以内)

**空 港:** 1時間以内の空港の被災状況確認し、順次運用開始



第2章 第6節 情報発信情報共有  
第2 各協定先の事業継続計画の促進

## 第2 各協定先の事業継続計画の促進

### 1) 各協定先の事業継続計画【各班】

災害時でも必要な委託業務が実施できるよう、協定先の体制を確認する。

#### 【解説】

地震発生後、局や事務所の活動をスムーズに行うため、災害時の復旧活動などの協力依頼を行っている協定先と、事前に災害時の体制について協議を行う。また、協定先の業務継続計画の策定の促進に協力する。

応急復旧等の協定を締結した協会等との協定概要を表 2-33 に示す。

〔課題〕 応急復旧等の災害協定は、各協会等が他機関（警察、自治体、他事務所等）と重複して締結している例が多い。このため、協定締結先に業務継続計画の策定を促すとともに、重複の有無、重複している場合の災害時の体制について確認が必要である。

【アンケート概要】

○実施時期

- ・平成20年10月

○実施のねらい

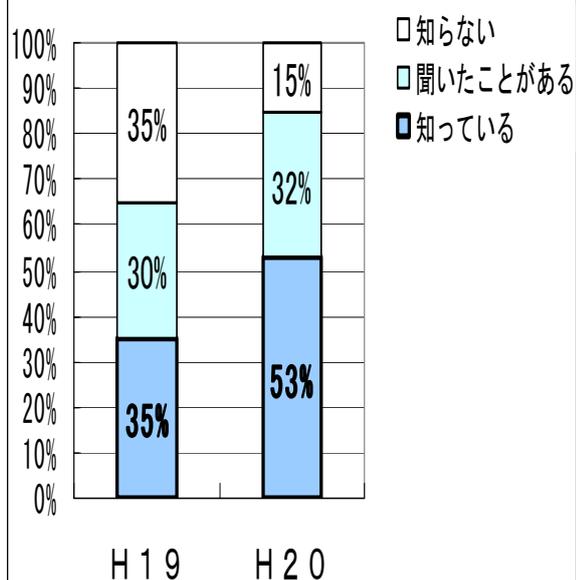
- ・建設会社のBCPの取り組み状況の把握と昨年度アンケートからの推移状況

○アンケート対象

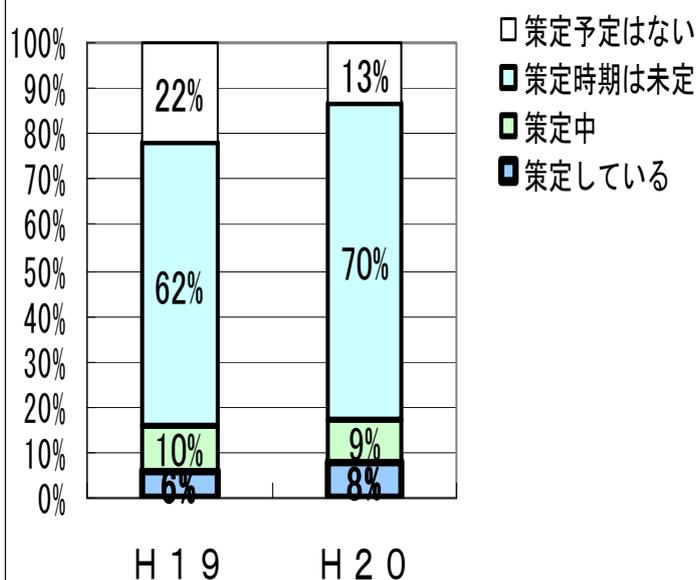
- ・関東地整管内の維持工事、各事務所の災害協定締結会社、維持工事以外の工事を受注している会社の中から一部を抽出
- ・配布数：603社
- ・回収数：373社（回収率6割）

[アンケート]BCPの認知と策定

問：BCPを知っていますか



問：BCPを策定していますか



BCPの認知は広まっているが、BCP策定状況は横這い

建設会社の皆さんに、災害時のパートナーとして最低限取り組んで頂きたいことをまとめた「**事業継続簡易ガイド**」を、NPO法人事業継続推進機構の協力を得て作成。



## 「事業継続簡易ガイド」の構成

第1部. 関東地方整備局業務継続計画(BCP)の概要 (P1～)

第2部. 建設会社としての重要事項(P4～)

第3部. 最低限必要な取り組みの具体策(P9～)

第4部. 自己診断チェックリスト(P28～)

7

## 最低限必要な取り組みの具体策

【ステップ1】皆様の会社が直面する災害リスクは何か

- ・自社で懸念している災害リスクの選定

【ステップ2】災害時の組織体制と指揮命令系統

- ・緊急時の対応体制(トップの代行者を含む)
- ・緊急連絡の通信手段

【ステップ3】災害時の対応拠点の確保

- ・対応拠点の選定

【ステップ4】情報発信・情報共有

- ・災害、事故発生後に連絡すべき相手方や連絡する趣旨が整理されているか
- ・通信手段は確保されているか

【ステップ5】社員等の安否の確認

- ・災害、事故発生時の緊急連絡網が決まっているか
- ・発災後、従業員の安否確認の方法手順を定めているか

8

**【ステップ6】社員の安全確保、二次災害の防止と備蓄**

- ・避難、誘導方法が定められているか
- ・災害対応用に、備蓄食糧を3日分確保しているか

**【ステップ7】重要な情報のバックアップ**

- ・重要なデータ、文書のバックアップ状況を把握しているか
- ・バックアップした、データや文書を被害を受けない場所保存しているか

**【ステップ8】必要な人員と資機材の調達等**

- ・発災直後に調達すべき人員、資機材の調達先、連絡する方法、連絡する趣旨が整理されているか

**【ステップ9】建物の災害危険度の把握と多大な投資を要さない対策**

- ・事業所建物の耐震性を、築年数から把握しているか

**【ステップ10】簡易手法による重要業務の選定と目標時間**

- ・重要業務は当該企業の業務から十分に選ばれているか<sup>9</sup>
- ・「許容時間」の判断要因が十分に選ばれているか。

## 建設会社における災害時の事業継続力の認定

**■目的**

関東地方整備局は災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施には建設会社の協力が必要不可欠。

本認定は、建設会社が備えている**基礎的事業継続力**を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定等を行うことにより、建設会社における**事業継続計画**の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とする。

**■BCPのうち必要最低限の項目を対象**

BCPの策定状況が芳しくない状況および策定のターゲットが主に中小規模の建設企業であることから、簡易ガイドの10ステップの内必要最低限の6項目を抽出し、それを**基礎的事業継続力**と称し、より現実的な普及を目指す。

**■認定の概要**

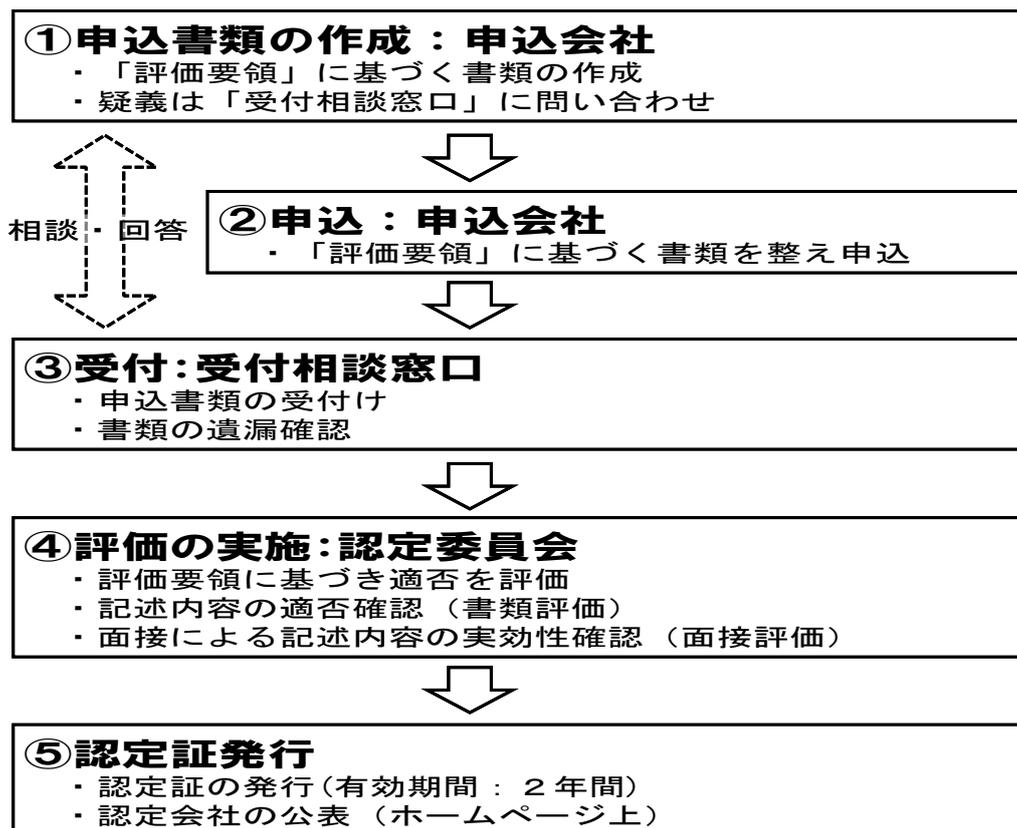
認定は評価要領に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、**2年間の有効期限をもつ認定証**を交付します。また、認定証を交付した建設会社をホームページ上で公表。

■認定にあたっての評価内容

認定にあたっての評価は、BCP策定有無ではなく、『**基礎的な事業継続力(=BCP策定の取組姿勢)**』を評価するものです。

内容は、多くの会社で定めている災害時の対応体制に加え、「災害が発生した場合体制が整うのにどのくらい時間を要するのか」などの「**目標時間**」を把握していただき、体制が実効的なものかを確認するもので、具体には以下の6項目の評価を行います。

確認項目	確認ポイント
A 重要業務の選定と目標時間の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受ける被害の想定</li> <li>・ 重要業務の選定</li> <li>・ 目標時間の把握</li> </ul>
B 災害時の対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の対応体制</li> <li>・ 災害対策指揮者の代理者及び代理順位</li> <li>・ 安否確認方法</li> </ul>
C 対応拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応拠点</li> <li>・ 対応の発動基準</li> </ul>
D 情報発信・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災直後に連絡を取ることが重要な国、都県、市区町村との相互の連絡先の認識</li> <li>・ 災害時にも強い連絡手段の準備</li> </ul>
E 人員と資機材の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社で確保している資源の認識</li> <li>・ 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識</li> </ul>
F 訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練計画又は実施</li> <li>・ 改善計画及び実施</li> </ul>



## ■スケジュール

- ・平成21年6月1日より認定の申込み受付を開始。
- ・認定証の交付は4半期毎(6, 9, 12, 3月)に実施。
- ・なお、1回目については、7月末までの申込みに対し評価を実施予定。

## ■第1回目の評価、認定の状況

- ・第1回目の応募は33社。
- ・約半数が中小規模の企業。
- ・この内31社に対して認定証を交付。

## ■総合評価における加点

建設会社への普及状況を見ながら、総合評価方式の入札契約の加点要素とすることを公表し、更なる普及を図る。

## 四国地方整備局が取り組みを開始

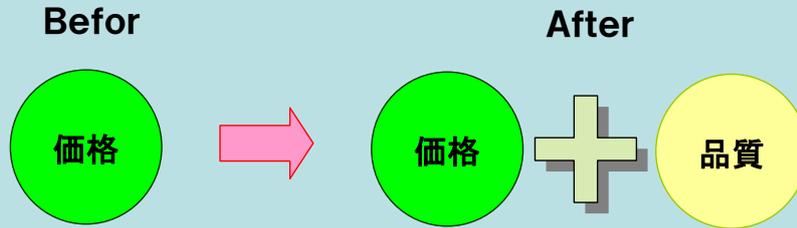
記者発表資料

災害時の事業継続力認定申込の受付について  
(建設会社の災害時の事業継続力を認定します)

四国建設業BCP等審査会(会長:徳島大学工学部教授 中野 晋)は、建設会社における災害時の事業継続力の認定申込を受け付けます。

- 「災害時の事業継続力認定審査要領」の受け取り方法  
四国地方整備局ホームページから取得出来ます  
(ホームページアドレス <http://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bcp/index.html>)
- 認定申込期間  
平成21年12月1日9時～平成21年12月15日17時
- 認定対象となる建設会社  
四国地方整備局における平成21・22年度一般競争参加資格の内「一般土木工事」の「C等級」に設定されている四国内に本社を有する建設会社
- 認定申込先  
四国建設業BCP等審査会事務局  
国土交通省 四国地方整備局 企画部 防災課  
住所 〒760-8554 高松市サンポート
- 申込方法  
申込先に申込書類一式を持参または郵送してください
- 添付資料  
災害時の事業継続力認定審査要領  
四国建設業BCP等審査会規約

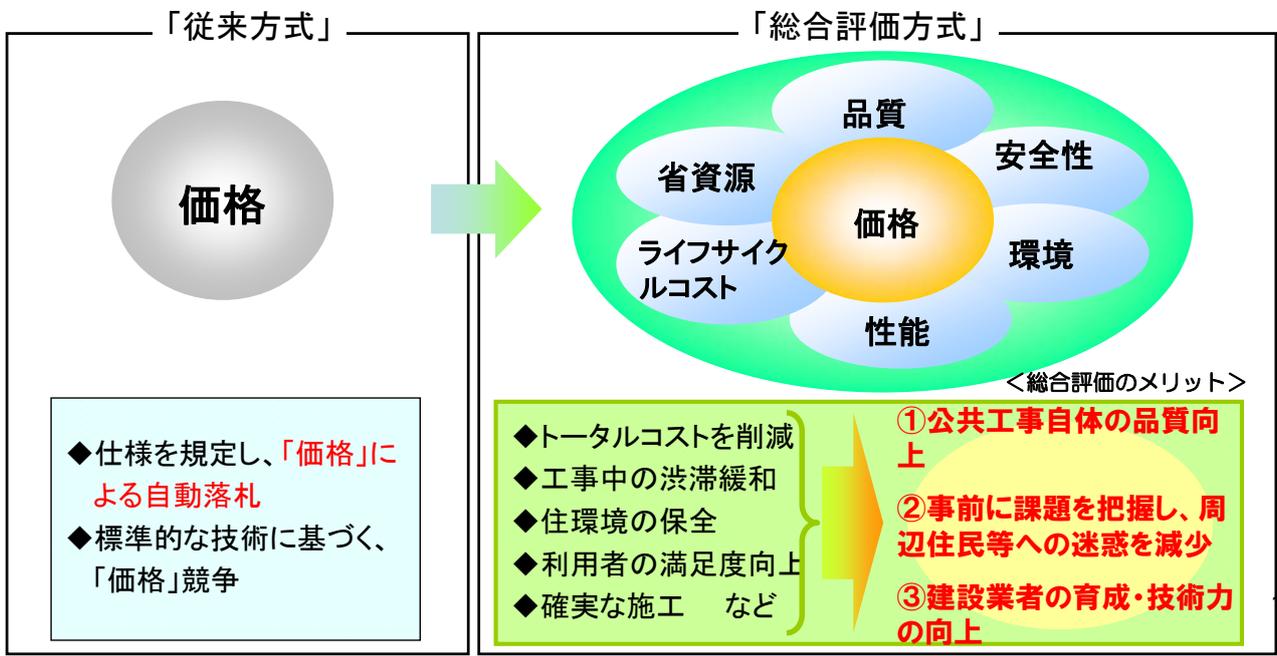
「総合評価方式」は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する、新しい落札方式です。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするることにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するというものです。新しい施工方法や工夫をすることなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事実績等が評価の対象となります。

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった**価格以外の要素を含めて評価する落札方法**です。

※「品質」とは**工事目的物の品質はもとより**、工事中の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実段階における特性、つまり**工事そのものの質**も含まれています。

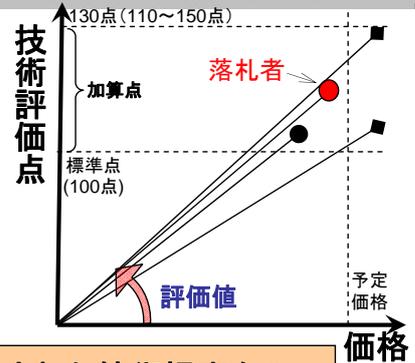


工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

評価値が最も高い者が落札者(予定価格の範囲内)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。



※ 現在、国の工事では除算方式を適用。一部の工事で、加算方式を試行中

予め、入札公告等において、技術提案を求める内容、技術提案の評価の方法を公表

技術提案の提出

提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、技術提案毎に技術点を決定

【想定される総合評価の評価項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など